第十章　競争

第九十九条　反競争的行為に対する取組による競争の促進

各締約国は、自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、自国の法令に従い、反競争的行為に対する取組により競争を促進する。このような目的のためにとられる措置は、透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に従ってとられなければならない。

第百条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「反競争的行為」とは、いずれかの締約国の競争法の下で罰則又は排除に係る措置の対象とされる行動又は取引をいう。

(b)　「競争法」とは、

(i)　日本国については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正をいう。

(ii)　ベトナムについては、競争法（法律第二七号／二〇〇四／QH一一）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正をいう。

第百一条　反競争的行為に対する取組による競争の促進に関する協力

両締約国は、各締約国の競争法の効果的な執行に寄与するとともに、これらの競争法の適用に関連するすべての事項にわたり両締約国政府間の紛争が生ずる可能性を回避し、又は軽減することを目的として、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為に対する取組による競争の促進の分野において協力する。このような協力は、情報の交換、執行活動の通報及び調整並びに協議の形態により行うことができる。

第百二条　技術協力

両締約国は、両締約国の競争当局が競争政策の強化及び各締約国の競争法の実施に関連する技術協力活動において協力することが共通の利益であることに合意する。

第百三条　第六条3及び第十三章の規定の不適用

第六条3及び第十三章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第百四条　雑則

1　この章の規定を実施するための詳細な取決めは、両締約国の競争当局間で行うことができる。

2　この章のいかなる規定も、他の二国間又は多数国間の協定又は取決めに従って両締約国が相互に支援を求め、又は与えることを妨げるものではない。

3　この章のいかなる規定も、管轄権に関連するあらゆる問題に関するいずれの締約国の政策又は法的立場も害するものと解してはならない。

4　この章のいかなる規定も、他の国際的な協定若しくは取決め又は自国の法律に基づくいずれの締約国の権利及び義務にも影響を及ぼすものと解してはならない。

第十一章　ビジネス環境の整備

第百五条　基本原則

一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のためにビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとる。

第百六条　政府調達

各締約国は、自国におけるビジネス環境を整備するに当たって自国の政府調達の効率性を向上させることが重要であることを認識し、政府調達に関する自国の法令、政策及び慣行に従うことを条件として、次の事項を行うよう努める。

(a)　政府調達に関する措置の透明性を高めること。

(b)　政府調達に関する措置を公正かつ効果的な方法で実施すること。

第百七条　ビジネス環境の整備に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、ビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　第百九条の規定に基づいて各締約国により指定されるビジネス環境の整備に関する連絡事務所（以下この章において「連絡事務所」という。）が報告する所見を検討すること。

(b)　自己の発意により、又は連絡事務所が報告する所見に基づき、ビジネス環境に関連する問題に取り組み、及び問題を解決するための方法を追求すること。

(c)　両締約国に対し、小委員会の所見を報告し、及び勧告（両締約国がとるべき措置に関するものを含む。）を行うこと。

(d)　適当な場合には、(c)に規定する勧告について、両締約国がとった措置について見直しを行うこと。

(e)　適当な方法で、(c)に規定する勧告及び(d)に規定する見直しの結果を公に利用可能なものとすること。

(f)　合同委員会に対し、(c)に規定する勧告並びにこの章の規定の実施及び運用に関するその他の所見を速やかに報告すること。

(g)　作業の不必要な重複を避けるため、この協定に基づいて設置される他の小委員会と適当な方法で協力すること。そのような協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i)　検討の結果を当該他の小委員会に報告すること。

(ii)　当該他の小委員会から意見を求めること。

(iii)　当該他の小委員会の構成員を小委員会に招請すること。

(iv)　適当な場合には、当該他の小委員会に対し関連する問題を送付すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、取り組まれる問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

第百八条　協議の場

両締約国は、適当な場合には、この章の対象となる事項に関連している両締約国におけるビジネス環境の整備のための両締約国間の既存の協議の場を利用することができる。

第百九条　連絡事務所

1　各締約国は、当該締約国における連絡事務所を指定し、及び維持する。一方の締約国による連絡事務所の指定は、他方の締約国に通報される。

2　一方の締約国における連絡事務所は、次の事項を任務とする。

(a)　自国の法令その他措置であって、他方の締約国の者の事業活動に悪影響を及ぼすおそれがあるものに関する当該他方の締約国の者からの苦情、照会又は協議の要請を受領すること。

(b)　自国の関係当局に対し、(a)に規定する苦情、照会又は協議の要請を送付すること。

(c)　苦情を申し立て、照会を行い、又は協議の要請を行った者に対し、自国の関係当局からの回答を送付すること。

(d)　自国の関係当局と協力して、(a)に規定する者に対し、必要な情報及び助言を提供すること。

(e)　(a)から(d)までに規定する任務の遂行について、合同委員会、関連する小委員会又は前条に規定する既存の協議の場に対し所見を報告すること。

3　各締約国における連絡事務所は、苦情を申し立て、照会を行い、又は協議の要請を行った者に対し、合理的な期間内に回答するよう努める。

4　一方の締約国における連絡事務所と他方の締約国の者との間の通信であって、2に規定するものについては、当該他方の締約国の政府が指定する当局又は団体を通じて行うことができる。

5　2から4までの規定は、一方の締約国の者が他方の締約国の関係当局に直接接触することを妨げ、又は制限するものと解してはならない。